

平成 27 年 4 月吉日

取引業者各位

ハリウッド大学院大学 事務局

公的研究費（科研費等）による取引について

ハリウッド大学院大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日付文部科学省）を踏まえ、公的研究費（科研費等）による取引の中で、不正使用が発生しない、させないよう以下のことに取り組んでおります、また、不正使用が発覚した場合には、厳格に対応いたしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 取り組み

①「公的研究費の取引にあたっての誓約書」の提出

本学と取引を行うにあたっては、別紙「公的研究費の取引にあたっての誓約書」をご提出いただく場合がございます。また、本学の内部監査におきましては、取引帳簿の開示や調査協力等を依頼させていただく場合もございますので、ご了承のほどかさねてお願い申し上げます。

②全品検収の実施について

本学は金額の有無にかかわらず、全品検収を実施しております。物品、役務（翻訳、プログラム開発等）は、研究者に直接納品するのではなく、必ず本学事務局学務係まで納品いただきますようよろしくお願いいたします。

③伝票の宛名・日付・印について

本学は金額にかかわらず、「見積書」、「納品書」、「請求書」の提出を求めています。それぞれの証憑には、必ず日付の記入と会社の印を押印ください。また、他の研究費と区別するため、宛名は「ハリウッド大学院大学 科研費 研究者名」としてください。

④通報窓口について

研究者等及び事務職員等より不正な行為の依頼等があった場合は、以下の窓口にご通報ください。

2. 不正取引が発覚した場合について 本学との取引のなかで、不正等が発覚した場合には本学の規程に則り対処いたします。

「公的研究費の管理・運営に関する規程」

第 12 条

3 第1項の定めによる調査の結果、不正があったと認められた者については、学校法人メイ・ウシヤマ学園就業規則及び教職員任免規程に基づき懲戒処分、氏名の公表等を行うも

のとする。

4 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

第14条

2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正に関与した業者があるとき、当該業者との取引を1年間停止するなど、必要な措置を行う。

3. 連絡先・窓口

上記についてご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

問合せ先：ハリウッド大学院大学・事務局・科研費担当者

住所：〒106-8541 東京都港区六本木6-4-1

電話：03-3403-3403

FAX：03-3423-6092

Mail：mba@hollywood.ac.jp

公的研究費の取引にあたっての 誓約書

当社（当法人）は、学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド大学院大学（以下「大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守します。

記

1. 大学の諸規程を遵守し、不正に関与しないこと
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
4. 大学の教職員等関係者から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

年 月 日

学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド大学院大学学長 殿

(住 所)

(電話番号)

(社 名)

(代表者役職・氏名)

印